

水戸市国民健康保険運営協議会次第

日 時 平成 30 年 2 月 23 日 (金) 午後 3 時

場 所 水戸市議会臨時庁舎 第 3 委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

報告事項

報告第 1 号 平成 30 年度国民健康保険事業費納付金等について

報告第 2 号 国民健康保険の事業状況について

報告第 3 号 その他の改正見込みについて

その他

4 閉 会

報告第1号 平成30年度国民健康保険事業費納付金等について

1 国保事業費納付金等の算定結果（確定値）について

(1) 仮算定結果との納付金額の比較

(単位:円)

仮算定			確定値			増減
医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
5,727,515,699	1,722,800,709	648,563,407	5,723,111,628 (5,740,663,869)	1,705,512,711 (1,711,056,747)	638,850,908	
8,098,879,815			8,067,475,247 (8,090,571,524)			▲31,404,568

※ () 内は退職被保険者等分を含めた納付金額

(2) 平成30年度に収納すべき保険税額の試算

(H30.1月末現在)

項目	金額(円)	備考
① 国保事業費納付金	8,067,475,247	
② 納付金に算入されない経費	410,132,000	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A 事業に要する経費 (①+②)	8,477,607,247	
③ 県交付金	380,198,000	・県繰入金等
④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	507,877,000	
⑤ その他一般会計繰入	363,207,000	
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	627,450,000	・過年度保険税収納見込額 ・その他収入(延滞金)
B 現年分保険税以外の収入合計	1,878,732,000	
C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	6,598,875,247	
⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分)	915,930,000	
D 収納すべき保険税額 (C-⑦)	5,682,945,247	
E 現年度分必要保険税額 (D/90%)	6,314,383,608	・標準的な収納率の90%で Dを割戻し
F 現行税率による 平成30年度調定見込額	6,098,976,000	
G 調定差額 (E-F)	215,407,608	Fの3.5%

報告第2号 国民健康保険の事業状況について

1 水戸市国民健康保険の事業状況について

(1) 平成29年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費歳出額

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成29年度 /平成28年度
保険給付費	17,313,053	16,776,262	15,703,988	93.6%
一般被保険者分	16,691,652	16,363,267	15,470,629	94.5%
療養給付費	14,567,119	14,170,570	13,443,273	94.9%
療養費	140,111	135,850	116,437	85.7%
審査支払手数料	51,182	55,320	52,154	94.3%
出産育児一時金	154,392	125,279	112,559	89.8%
葬祭費	19,100	18,200	17,855	98.1%
高額療養費	1,759,708	1,855,635	1,726,001	93.0%
高額介護合算療養費	40	2,379	2,350	98.8%
移送費	0	34	0	0.0%
退職被保険者分	621,401	412,995	233,359	56.5%
療養給付費	533,001	350,528	195,107	55.7%
療養費	5,209	3,318	1,584	47.7%
高額療養費	83,191	58,757	36,298	61.8%
高額介護合算療養費	0	392	370	94.4%
移送費	0	0	0	0.0%

② 国保税の収納状況 (現年度分)

(単位：千円)

年度 月	平成28年度			平成29年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	6,738,554	784,554	11.64%	6,258,820	851,488	13.60%
8	6,710,360	1,756,261	26.17%	6,234,460	1,732,251	27.79%
9	6,698,987	2,358,467	35.21%	6,236,521	2,270,915	36.41%
10	6,696,626	2,918,419	43.58%	6,248,344	2,804,648	44.89%
11	6,689,720	3,507,511	52.43%	6,248,096	3,363,723	53.84%
12	6,682,243	4,351,614	65.12%	6,238,541	4,139,730	66.36%
1	6,676,467	4,676,420	70.04%	6,245,837	4,447,410	71.21%
決算 (見込)	6,644,276	5,850,143	88.05%	6,215,722	5,563,654	89.51%

※平成29年度の決算見込は、平成29年度1月(平成30年1月)までの実績値に平成28年度1月(平成29年1月)から決算までの伸び率を乗じて算出したもの。

(2) 平成29年度特定健診等の実施状況

特定健診受診率の状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各年度1月末時点	17.9%	18.9%	18.0%
確定値	25.9%	27.0%	未確定

※平成29年度は平成30年10月に確定する予定。

- ①保険証送付時に特定健診チラシを同封し特定健診の周知を図った(9月, 3月予定)。
- ②市広報紙に特集記事を掲載し周知を図った。また、ツイッターの活用や、市ホームページを頻繁に更新することで情報に触れる機会を多くした。来庁者に健診の意識づけをするため、市民課モニターで受診を呼びかけ、窓口カウンターに特定健診案内板を設置するなどした。
- ③ハガキによる受診勧奨を実施
10月 5,223件 対象者:平成27年10月以降国保に加入した者
1月 5,386件 対象者:前年度未受診の59歳から67歳の者
- ④事業者健診等受診者に結果提供の働きかけを行った(36件)。
- ⑤治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局にもポスター掲示等について協力を依頼した。
- ⑥農業従事者健診を特定健診に組み入れた(147件)。
- ⑦医療機関が持つ診療情報から、特定健診に係る検査項目を情報提供してもらった(124件)。
- ⑧(新)医師会の協力により水戸商工会議所の会報誌に特定健診チラシを同封した。
- ⑨(新)特定健診とレセプト情報のデータ分析結果を基に、健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関受診のない者に対し医療機関受診勧奨の案内を送付した(168件)。

報告第3号 その他の改正について

1 国民健康保険制度改正への対応について

(1) 課税限度額の改正（平成30年4月1日施行予定）

① 改正の概要

平成29年12月に「税制改正大綱」がまとめられ、「社会保障と税の一体改革」による社会保障の充実を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分（基礎課税分）が引き上げられることとなった。

区 分	現行限度額	改正後限度額
医療分（基礎課税分）	540,000円	580,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円
介護納付金分	160,000円	160,000円
合 計	890,000円	930,000円

② 今後の対応（案）

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布予定（平成30年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

なお、試算における改正前後の限度額超過世帯数及び限度超過額は下表のとおり。

（単位：世帯、千円）

区 分		平成29年度	改正後試算	増減
医療分（基礎課税分）	超過世帯数	786	676	▲ 110
	超過額	421,881	392,540	▲ 29,341
後期高齢者支援金分	超過世帯数	676	676	0
	超過額	128,756	128,756	0
介護納付金分	超過世帯数	353	353	0
	超過額	54,608	54,608	0
限度超過額合計		605,245	575,904	▲ 29,341

※平成29年度の値は本算定時、改正後試算は限度額を改正した場合の試算。

(2) 軽減判定所得の基準額の改正 (平成30年4月1日施行予定)

① 改正の概要

平成29年12月に「税制改正大綱」がまとめられ、「社会保障と税の一体改革」による社会保障の充実を図る観点から、国民健康保険税の応益分(均等割及び平等割)を所得金額に応じて段階的に軽減する制度において、その判定の基準となる所得金額が経済動向を踏まえて引き上げられ、対象を広げることにより、低所得者の保険税軽減措置の拡充を図ることとなった。

区分	現行基準額	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額 (33万円)	基礎控除額 (33万円)
5割軽減	基礎控除額 (33万円) +27.0万円×(被保険者数)	基礎控除額 (33万円) +27.5万円×(被保険者数)
2割軽減	基礎控除額 (33万円) +49.0万円×(被保険者数)	基礎控除額 (33万円) +50.0万円×(被保険者数)

② 今後の対応(案)

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布予定(平成30年3月下旬)に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

なお、試算における改正前後の人数、世帯数及び軽減額(医療保険分)は下表のとおり。

(単位:人,世帯,千円)

区分		平成29年度	改正後試算	増減	
医療分	5割軽減	人数	9,107	9,279	172
		世帯数	4,815	4,904	89
		軽減額	162,878	165,696	2,818
	2割軽減	人数	8,216	8,481	265
		世帯数	4,222	4,342	120
		軽減額	58,059	59,884	1,825
後期高齢者支援金分	5割軽減	人数	9,107	9,279	172
		世帯数	4,815	4,904	89
		軽減額	51,933	52,895	962
	2割軽減	人数	8,216	8,481	265
		世帯数	4,222	4,342	120
		軽減額	18,517	19,098	581
介護納付金分	5割軽減	人数	2,597	2,638	41
		世帯数	2,116	2,150	34
		軽減額	18,154	18,443	289
	2割軽減	人数	2,274	2,362	88
		世帯数	1,797	1,858	61
		軽減額	6,297	6,531	234
軽減額合計		315,838	322,547	6,709	

※平成29年度の値は資料作成時現在、改正後試算は基準額を改正した場合の試算。

【参考 国保税の税率等の改正の推移】

年度/区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度予定
医療分	所得割(%)	7.15					
	資産割(%)						
	均等割(円)	23,000					
	平等割(円)	26,000					
	限度額(円)			520,000	540,000		580,000
後期分	所得割(%)	2.35					
	資産割(%)						
	均等割(円)	7,000					
	平等割(円)	9,000					
	限度額(円)		160,000	170,000	190,000		
介護分	所得割(%)	2.05					
	資産割(%)						
	均等割(円)	9,500					
	平等割(円)	5,500					
	限度額(円)		140,000	160,000			
改正要点と改正率	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入不足に対応 ・改正率: +9.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行令改正に基づく5・2割軽減の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行令改正に基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡充 	

(3) 東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の減免措置の延長
 (国保税=平成30年4月1日・一部負担金=平成30年3月1日施行予定)

① 改正の概要

東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の減免については、比較的軽度の被災地域においては所得制限を設け、平成30年度においても延長する予定である旨通知があった。

区分			平成29年度	平成30年度	
避難指示区域等 (現行制度)	帰還困難区域		全額免除	全額免除	
	居住制限区域		全額免除	全額免除	
	避難指示解除 準備区域	設定中		全額免除	全額免除
		平成26年度に 解除	上位所得層		
			それ以外	全額免除	全額免除
		平成27年度に 解除	上位所得層		
			それ以外	全額免除	全額免除
		平成28年度に 解除	上位所得層	平成29年4月から9月分の 月割相当額の全額	平成30年4月から9月分の 月割相当額の全額
	それ以外		全額免除	全額免除	
	特定避難勧奨 地点 (平成26年度 中に全地点解 除)	平成25年度以 前に解除	上位所得層		
			それ以外	全額免除	全額免除
		平成26年度に 解除	上位所得層		
それ以外			全額免除	全額免除	
旧緊急時避難準備区域(旧制度)		上位所得層			
		それ以外	全額免除	全額免除	

※ 上位所得層とは、当該世帯の被保険者の前年中の基準所得額（国民健康保険法施行令第29条の3第2号）を合計した額が600万円以上である場合

※ 上記の表は「国保税」の場合。「一部負担金」にあつては、「4月から9月分の月割り相当額の全額」を「3月1日から9月30日までの間に受けた療養」と読み替える。

② 今後の対応(案)

平成29年度の国保税減免対象者は20件であり、現在水戸市で減免該当となっている被保険者は平成30年度も継続して全額免除の対象となる見込みである(ただし平成29年分の所得が「上位所得層」となった場合を除く)。

今後、正式に国の関係通知が発出されることとなり、それに基づき市の関係条例等を改正する。

「私は大丈夫」は大丈夫じゃない 特定健康診査で ストップ!メタボ

市では、皆さんの健康を守り、生活習慣病を予防するため、特定健康診査を行っています。生活習慣病は初期の自覚症状がないので、「私は大丈夫」と思っているうちに、病気が重症化してしまうことも。毎年受診して、体の変化を把握することが大切です。

問合せ/国保年金課(電話232-9527)

死因の一つ、生活習慣病

水戸市民の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患から、3つを占めています。心疾患や脳血管疾患は、心臓を動かすものに異常があるわけではなく、それらの働きに血液を送る血管の硬さや原因で起こります。血管の硬さは、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病から引き起こされるため、食生活や喫煙、飲酒、運動不足などの生活習慣を改善すれば、防ぐことができると可能性がります。

まずは特定健康診査を受診
体の状態を知るためには、健康診査を受診することが大切です。市では、水戸市国民健康保険に加入している40歳から74歳未満の方に対し、特定健康診査(特定健診)を実施しています。

▼健診の大切

問診、身体計測、血圧測定、血糖検査、尿検査、心電図、眼底検査(一部の医療機関を除く)
健診でメタボを防ぐ・改善する
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)は、生活習慣病の発症のリスクを高くしている状態です。市全体の特定健康診査の検出率(平成27年度)では、その数値は男性では4人に1人以上(25.6%)、女性ではおおよそ1人に1人(81%)の割合に達しています。またメタボの割合が多い地区は、生活習慣病も受診・治療している割合が多傾向にあります(表2)。

治療中であるにもかかわらず、自身の体と向き合い、管理していただくことが、健康維持につながります。

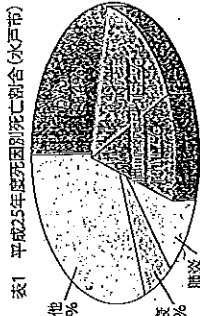


表1 平成25年度国民健康診査(メタボ)の割合(水戸市)
メタボ 8.9%、糖尿病 5.7%、その他 90.1%

表2 メタボ該当割合が多い小学校区

小学校区	メタボ該当割合
1 国田	35.0%
2 新町第一	33.3%
3 上大野	33.0%
4 三の丸	33.0%
5 山根	32.0%
小学校区メタボ(除く)小学校区メタボ(女)	
1 山根	16.0%
2 新町第一	15.1%
3 上大野	13.9%
4 三の丸	12.5%
5 山根	11.9%

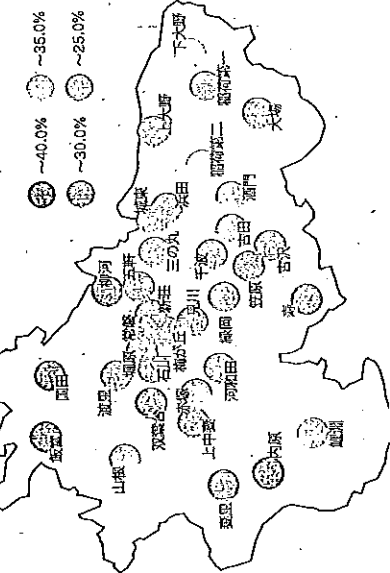
表3 患者1,000人当たりの生活習慣病罹患率が多い小学校区

小学校区	患者1,000人当たりの罹患率
1 大場	499人
2 新町第一	498人
3 上大野	496人
4 山根	452人
5 山根	447人
小学校区 藍血圧症	408人
小学校区 脂質異常症	396人
小学校区 糖尿病	381人
小学校区 肥満	377人
小学校区 がん	311人
小学校区 脳血管疾患	256人
小学校区 心疾患	254人
小学校区 がん	235人
小学校区 肥満	233人

※平成27年度国民健康診査の結果に基づき。
※健診受診の有無に関わらず、平成27年度の国民健康診査の診療を受けている人の割合で、診療情報提供システムを基に集計したデータ。

表4 平成27年度国民健康診査(小学校区別)

小学校区	受診率	メタボ	糖尿病
小学校区	24.9%	24.7%	20.3%
五の丸	21.6%	25.2%	28.3%
新町第一	25.1%	25.5%	27.5%
城東	24.3%	27.7%	32.0%
活田	24.8%	29.3%	28.3%
常盤	22.2%	21.1%	30.9%
常盤	25.1%	25.7%	37.6%
大野	24.8%	24.3%	39.6%
上大野	25.2%	26.0%	23.4%
柳河	25.5%	25.3%	25.7%
渡辺	24.1%	19.0%	
菅田	24.7%	28.4%	



脂質異常症を深刻化するということにもなりかねません。健診を受けて異常となった項目があれば、治療が必要な場合は受診し、必要なら場合によっては生活習慣を改善していただくことが、重症化予防のために必要です。

地域は健診づくりの身近な拠点

「地区の保健推進員の方が目標などを伝授してくれて、毎年受診しに受診して」と話すのは、吉田地区にお住まいの保健推進員、受診しにおくと安心。もし健診で異常が見つかれば、早期に治療することも

できます。同じ吉田地区の杉山愛子さんも言います。各市民センターが健診の会場になっているので、自宅から行きやすいことも、気軽に受診できるポイントです。地域で受診を後押ししています。

表4に示したのは、市内の小学校区ごとの国民健康診査の受診率。皆さんの地区の受診率はどのくらいでしょうか。年齢層なども地区によって異なりますが、一人一人の受診が大切なのは同じ。地域を一つとって、健康を自覚していきましょう。



水戸市保健推進員連絡協議会会長 由上麻子さんに聞きました

「健康情報」
これからは、自分の健康は自分で守り、「健康情報」を延ばすことが大切。皆さんの健康への意識は徐々に変わってきていると感じています。私たちがもっている、積極的に声をかけていくので、ご近所同士でも話し合っ、地域ぐるみで受診していただくというですね。

水戸市保健推進員
一服から40年を迎えました—
特定健康診査やがん検診、健康教室などの案内をしています。その他、乳幼児から高齢者まで幅広い分野で、保健行政とのパイプ役として地域の皆さんの健康づくりのお手伝いをしていきます。
市内には約300名の保健推進員が活動しています。気軽に相談してください。

特定健診について

対象者には、6月に受診券と案内書を送付します。会場や実施期間などの詳細は、同封の案内書で確認してください(がん検診などの受診券も同封しています)。
今年5月以降に水戸市国民健康保険に加入した方は、受診券の発行の手続きが必要ですので、国民年金課へお問合せください。今年度内には、水戸市国民健康保険の補助により人間ドック、胸ドックを受診した方や受診する方は受診できます。
75歳以上の方は高齢者健診の対象です。
40歳から74歳未満の方で、水戸市国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、その医療保険の案内に従って受診してください。

受診方法

水戸市国民健康保険特定健康診査は、次の二つの受診方法により実施します。いずれかの方法を選んで受診してください。
▼集団健診(保健センター、各市民センターなど)
受診券に同封の日程表を確認し、直接会場へお越しください。
期間/6月15日(水)~平成30年1月23日(火)
▼医療機関健診(市の指定医療機関)
事前に、健診を実施している医療機関にお問合せのうえ、受診してください。
期間/6月15日(水)~平成30年2月28日(水)
持ち物/受診券、保険証、個人負担金
※詳細は、受診券に同封されている案内書をご覧ください。

地域から始める健康づくり

保健推進員が健康づくりをサポートします

私たち保健推進員は、地域の皆さんの健康づくりを支える活動を行っています。特定健康診査やがん検診の受診の大切さについて伝えたり、近所で会ったときに受診センターまで話をしたり、近所で配布されたときに受診を勧めたりしています。また、地区で配布する保健推進員からのお便りに早めに日程を掲載したり、受診中の医師の案内をいたすするなど、少しでも受診しやすく感じてもらうように心がけています。

健診は何より予防策

「病院にかかっているから、改めて健診を受けなくても大丈夫」と言う方は多いですが、年一回、全身のチェックとして行ってほしいです。おかしなと自分で気がつく頃には手遅れのこともあります。特定健康診査は、特にメタボの発見につながるもので、予防に効果的。病気が発見されても、早い段階で治療することが出来ます。